

# 家畜飼料特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応して、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通を行うことにより、畜産の安定的発展を図る。

## 2 事業の内容

(1) 配合飼料価格（補てん金を除く農家実質負担価格）が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準（指標として単位当たり配合飼料価格の水準を設定）となった場合、限度額の範囲内において畜産経営に対する飼料購入資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行う。

① 資金の使途 飼料費

② 貸付利率 1.15%（平成21年3月18日現在）

③ 償還期間 10年（うち据置期間 3年）以内

④ 貸付限度額

肥育牛 : 100千円/頭

乳用牛 : 50千円/頭

繁殖雌牛 : 12千円/頭

豚 : 9千円/頭

鶏 : 45千円/100羽

⑤ 利子補給率 農業近代化資金の基準金利と貸付利率との差

⑥ 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 畜産経営維持安定特別対策事業の対象資金に追加することによる、都道府県農業信用基金協会が行う債務保証に対する支援

3 事業実施主体 (社) 中央畜産会

4 融資枠 680億円

担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4893  
担当者：本田、谷村

# 大家畜特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

## 2 事業の内容

(1) 酪農及び肉用牛経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

### ① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える(ローリング方式)資金の融通等

### ② 経営継承資金

後継者が親等から大家畜経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

### ③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

### ④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

### ⑤ 貸付条件 (利率は平成21年3月18日現在)

|        | 経営改善資金  |       |      | 経営継承資金 |
|--------|---------|-------|------|--------|
|        | 一般      | 特認    | 残高借換 |        |
| 償還期間   | 15年以内   | 25年以内 |      |        |
| うち据置期間 | 3年以内    | 5年以内  |      |        |
| 貸付利率   | 1.60%以内 |       |      |        |
| 利子補給率  | 1.01%   |       |      |        |

(2) 飼料費高騰に対する対策 (21年度継続)

・既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

3 事業実施主体 (社) 中央畜産会

4 融資枠 400億円

担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4893  
担当者：本田、谷村

# 養豚特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

負債の償還が困難な養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

## 2 事業の内容

(1) 養豚経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

### ① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える（ローリング方式）資金の融通等

### ② 経営継承資金

後継者が親等から養豚経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

### ③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

### ④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

### ⑤ 貸付条件（利率は平成21年3月18日現在）

|        | 経営改善資金  |       |      | 経営継承資金 |
|--------|---------|-------|------|--------|
|        | 一般      | 特認    | 残高借換 |        |
| 償還期間   | 7年以内    | 15年以内 |      |        |
| うち据置期間 | 3年以内    | 5年以内  |      |        |
| 貸付利率   | 1.60%以内 |       |      |        |
| 利子補給率  | 1.01%   |       |      |        |

(2) 飼料費高騰に対する対策（21年度継続）

・既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

3 事業実施主体 (社) 中央畜産会

4 融資枠 50億円

担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4893  
担当者：本田、谷村

# 家畜生産新技術有効活用総合対策事業

## 1 事業の目的

「家畜改良増殖目標」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を達成するためには、諸外国から輸入される畜産物との品質面での優位差の拡大による競争力強化及び我が国の高品質な畜産物の輸出に向けた生産体制の整備が不可欠である。

このため、雌雄判別技術を活用した合理的な生産体制の構築等により、肉質等に優れた和牛の生産基盤の強化及びこれらを通じた高品質畜産物の生産量の拡大を図るとともに、近年、新たな国際基準として確立されつつあるアニマルウェルフェアへの的確な対応が、我が国の国際競争力の維持拡大に不可欠な状況となっていることから、科学的根拠に基づく検証等に支援を行い、もって我が国の畜産業の安定的発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 雌雄判別受精卵等効率活用の推進

子牛登記が可能な和牛の体外受精卵等の供給体制の強化及び生産性向上に必要な関連技術の開発、体外受精卵移植等技術の向上等に必要な実践技術マニュアルの作成及びこれら技術情報の研修会等を開催。

### (2) 新たな家畜飼養管理国際基準等対応の推進

国際基準が検討されているアニマルウェルフェアについての的確に対応するため、我が国の家畜飼養の特徴及び経済性を踏まえた科学的根拠に基づく日本独自の飼養管理指針等について、生産現場での検証を行いつつ検討する。

## 3 事業実施主体

(社) 家畜改良事業団、(社) 畜産技術協会、(社) 中央畜産会

## 4 所要額 (補助率)

1億円 (定額)

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課  
代表 03-3502-8111 内線 4924  
担当者：菅谷〕

# 家畜防疫互助基金造成等支援事業

## 1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、我が国に発生がなく伝播力が極めて強い口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザについては、周辺国において継続的に発生している。万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行う。

農場における発生予防措置の徹底等を反映して、生産者積立金を低減するとともに、企業経営が進展している豚及び鶏については、地域の雇用を担っていることを踏まえ、雇用の維持に配慮した経営再開支援の仕組みを新設し、さらに、今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、対象家畜にうずらを追加することにより、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を図る。

## 2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

## 3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

## 4 所要額 (補助率)

1 1 億円 (定額、1 / 2 以内)

担当課：消費・安全局動物衛生課  
代表 03-3502-8111 内線 4582  
担当者：山野、福重

# 国産鶏肉生産体制等強化対策事業

## 1 事業の目的

近年のWTO体制下での貿易自由化の進展及びEPA・FTA締結国の増加、配合飼料価格の高騰等を踏まえ、国産鶏肉については、需要に的確に対応した供給とともに、安全で消費者や実需者から信頼を確保するため、生産・処理・流通が一体となった品質管理の体制構築が必要となっている。

このため、生産・処理・流通の各段階における国産鶏肉の競争力強化を図るための対策を講じることとし、食鳥産業の健全な発展に資するものとする。

## 2 事業の内容

### (1) 国産鶏肉品質向上推進

食鳥処理場におけるHACCP方式による衛生管理手法の導入とともに、流通段階を含めた総合的な鶏肉の品質管理体制の構築に向けた取組を推進する。

### (2) 鶏肉流通円滑化・適正表示推進

鶏肉の流通・販売の実態調査及び鶏肉流通の円滑化に関する検討、適正表示の徹底のための研修会の開催、鶏肉の需要・価格動向等の調査・分析及び関係者への情報提供、低需要部位の需要拡大のための調査、緊急時における食鳥の集出荷・処理の円滑化を図るための取組等を行う。

## 3 事業実施主体

(社) 日本食鳥協会

## 4 所要額（補助率）

2億円（定額）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4942  
担当者：廣岡、伊藤

# 鶏卵需給安定強化特別対策事業（組替新規）

## 1 事業の目的

鶏卵については、近年、地域間の需給の不均衡、生産過剰による価格の低迷、配合飼料価格の高騰による収益性の悪化といった状況が見られ、需要に見合った生産の必要性が一層強まっている。

また、消費者は鶏卵の安全性や品質に対して高い関心を有していることから、消費者、生産者、流通・加工業者等に対して鶏卵の安全性や表示に関する正しい知識の普及を行うとともに、関係者間の相互理解を深めることが、鶏卵の需給・価格の安定を図る上で極めて重要となっている。

このため、生産者自ら行う需給に関する情報交換を支援し、需要に見合った生産を促すとともに、加工卵を含む鶏卵の国内流通・販売の状況を調査し、鶏卵の適正な価格による流通の円滑化を推進する。また、生産者、消費者、流通関係者等に対して適正表示の啓発・普及を行うとともに、安全性に関する関係者間の相互理解の醸成等を推進し、もって鶏卵の需給及び消費の安定並びに適正表示の確保を図る。

## 2 事業の内容

### （1）鶏卵の流通円滑化等推進

生産者自らによる需給に関する情報交換の場を設け、需要の動向を踏まえた鶏卵の生産を促すとともに、加工卵を含む鶏卵の国内流通・販売の状況を調査し、鶏卵価格の形成の仕組みの検証を行う。また、低コスト飼料により生産された鶏卵に関する調査等を実施する。

### （2）鶏卵の適正表示啓発普及推進

生産者、流通業者、消費者等に対して、国産鶏卵の適正な表示等に関する情報の発信・提供を推進する。

### （3）鶏卵安全性等知識普及推進

消費者等に対して、国産鶏卵の安全性等に関する情報を発信・提供するとともに、顔の見える関係づくり会合等の活動を推進する。

## 3 事業実施主体

（社）日本養鶏協会

## 4 所要額（補助率）

0.2億円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4942  
担当者：廣岡、松元

# 高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

国外、特に我が国に近接するアジア地域等において高病原性鳥インフルエンザが発生し、ウイルスの常在化が懸念される中、我が国における本病の発生予防を確実に行うためには、全国的なサーベイランスの実施等による監視の徹底と併せて、生産者においても家畜伝染病予防法、防疫指針等全国的な方針の下、飼養衛生管理の徹底を行うことがこれまでも増して極めて重要となっている。

高病原性鳥インフルエンザは、海外からのウイルス侵入による全国的な発生の懸念があり、我が国養鶏等産業へ大きな被害をもたらす恐れがあること、さらに、家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に、きじ、だちょう及びほろほろ鳥が追加されたことから、生産者自らが行う全国的なウイルス侵入防止体制の拡大を推進し、全国的な防疫水準の向上を図り、もって我が国養鶏等産業の発展に資する。

## 2 事業内容

### (1) 中央段階

中央推進会議を開催し、全国的な運動とするための共通の取組方向を構築するとともに、全国段階におけるパンフレットの作成・配布、地域の家畜衛生指導者を対象とした全国研修会の開催

### (2) 地域段階

地域の生産者が養鶏等生産集団を構成し、お互いの衛生管理をチェックしながら鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化を図るために行う以下の緊急的な取組を支援。

#### ① 屋内飼育型

ア 野生動物等の防除に関する生産現地での研修会の開催

イ 養鶏密集地帯等において共同で行う車両消毒やねずみ等の侵入防止対策の実施体制の整備 等

#### ② 屋外飼育型

ア ①屋内飼育型のアと同様の取組

イ 養鶏密集地帯等において共同で行う車両消毒や屋外飼育に対応した野生動物等の侵入防止対策の実施体制の緊急的な整備 等

## 3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

## 4 所要額（補助率）

3億円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課  
代表 03-3502-8111 内線 4910  
担当者：和田、山西



# 家畜疾病経営維持資金融通事業

## 1 事業の目的

畜産経営においてTSE（BSE、スクレイピー等）、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

## 2 事業の内容

### (1) 貸付対象者

#### ① 経営再開資金（発生農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

#### ② 経営継続資金（移動制限区域内農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者

#### ③ 経営維持資金（風評被害農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

### (2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

### (3) 貸付条件（利率は平成21年3月18日現在）

|        | 経営再開資金                         | 経営継続資金  | 経営維持資金  |
|--------|--------------------------------|---|---------|
| 貸付限度額  | 個人<br>2,000万円<br>法人<br>8,000万円 | (1頭当たり、100羽当たり)<br>乳用牛10万円、肥育用牛10万円、繁殖用雌牛5万円、肥育豚1万円、繁殖豚2万円、家きん4万円、繁殖用めん羊及び山羊1万円 |         |
| 融資期間   | 5年以内                           | 3年以内  |         |
| うち据置期間 | 2年以内                           | 1年以内  |         |
| 貸付利率   | 1.425%以内                       |   | 1.60%以内 |
| 利子補給率  | 1.425%                         |   | 1.01%   |

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (社) 中央畜産会

5 融資枠 350億円

〔 担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4893  
担当者：本田、谷村 〕